

○防衛省令第十一号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百四十条において読み替えて準用する災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第十一条第二項の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十月一日

防衛大臣 小野寺五典

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第八十六条の二十九中「第八十六条の二十五から第八十六条の二十八まで」を「第八十六条の二十六から第八十六条の二十九まで」に改め、同条の表第八十六条の十八第一項の項中「第八十六条の二十九」を「第八十六条の三十」に改め、同表第八十六条の二十五の項中「第八十六条の二十五」を「第八十六条の二十六」に改め、同表第八十六条の二十六の項中「第八十六条の二十六」を「第八十六条の二十七」に改め、同表第八十六条の二十七第一項及び第二項の項中「第八十六条の二十七第一項」を「第八十六条の二十八第一項

」に改め、同表第八十六条の二十八第一項の項中「第八十六条の二十八第一項」を「第八十六条の二十九第一項」に改め、同表第八十六条の二十八第二項の項中「第八十六条の二十八第二項」を「第八十六条の二十九第二項」に改め、同条を第八十六条の三十とする。

第八十六条の二十八を第八十六条の二十九とし、第八十六条の二十四から第八十六条の二十七までを一条ずつ繰り下げ、第八十六条の二十三の次に次の一条を加える。

（各障害等級に該当する身体障害）

第八十六条の二十四 令第四百十条において読み替えて準用する災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第十一条第二項に規定する防衛省令で定める各障害等級に該当する身体障害は、当分の間、障害扶助金の例による。

別表第二十二中「（~~第八十六条の二十四関係~~）」を「（~~第八十六条の二十五関係~~）」に改める。

別表第二十三中「（~~第八十六条の二十五関係~~）」を「（~~第八十六条の二十六関係~~）」に改める。

附 則

この省令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）附則第一条第一号

に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。